インターネット上の人権侵害に関するモニタリングの実施について

１ 目的

人権擁護上許容し得ない書込み等について、人権侵害事象への対応の一環として、法務局に対してプロバイダ等へ書込み等の削除を要請するよう依頼を行う。

２ 実施方法

（１）モニタリングの対象

大阪市内の特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報（以下、「識別情報の摘示」という。）

（２）検出

データ抽出ツールを用い、自動検出する。

なお、検索の方法、WEBサイト指定の対象等は、定期的に見直す。

（３）記録

識別情報の摘示を記録する。

なお、モニタリングの過程で、同和地区に関する差別的表現と思慮される情報を把握した場合は、これも記録する。

複数の職員で内容を確認する。なお、これら以外の情報は記録しない。

（４）削除要請依頼

識別情報の摘示については、大阪法務局へ削除要請依頼を行う。

摘示情報以外の同和地区に関する差別的表現と思慮される情報は大阪法務局及び大阪府へ情報提供する。

（５）事後確認

削除要請依頼を行った情報は、定期的に書込み等が削除されているかどうかを確認する。